

一時転用・地目変更・客土

申請手続き提出書類一覧表 ・ チェックリスト

提出書類		内容	必要部数	様式	チェック
1	農地の [一時転用・地目変更・客土] 等の通知書(兼 地区除外申請書)	地目変更＝農地改良(田⇒畑)	1部	参考様式	
2	案内図	コピー可、申請地を赤色で表示	1部		
3	公 図	コピー可・3ヶ月以内のもの	1部		
4	土地登記簿謄本	コピー可・3ヶ月以内のもの	1部		
5	盛土断面図	コピー可	1部		
6	委任状	4条:土地所有者 5条:土地所有者と譲受人	1部	任意	
7	本人確認書(免許証等)	ご本人が申請される場合			
8	確約書	一時転用・客土申請のみ必要	1部	参考様式	
9	工事完了報告書	一時転用・客土申請で、工事完了後に提出してください	1部	参考様式	

\*その他必要な書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

決済金単価	区域により異なりますのでお問い合わせください
申請手数料	2,000円/1申請(意見書交付)

\*区域表・決済金\*

区域	登記地目	市 ・ 区	決済金単価
1部	田・畑	蓮田市 (根金・貝塚・閩戸・川島) の一部 岩槻区 (馬込・平林寺・金重・掛・本宿) の一部	480円/1㎡
2部	田・畑	蓮田市 (黒浜・江ヶ崎・笹山) の一部	400円/1㎡
3部	田	春日部市 (下蛭田・花積・道口蛭田・上蛭田) の一部	480円/1㎡
4部	田	岩槻区の一部 ・ 越谷市の一部	540円/1㎡
5部	田	岩槻区の一部 ・ 春日部市の一部 ・ 越谷市の一部	400円/1㎡

元荒川土地改良区 財務課

〒339-0016 さいたま市岩槻区大字新方須賀1160

TEL 048-799-0799

FAX 048-799-0800



# 確 約 書

土地の表示

市 区	大 字	小字・丁目	地 番	地目	面積(m <sup>2</sup> )

上記土地にかかる \_\_\_\_\_ の申請に伴い、下記の条件を遵守することを確約します。

該当項目 にチェック	申 請	条 件
	一時転用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完了後、現況(田)復旧します。</li> <li>・万が一、現況復旧できなかった場合は、速やかに決済金を納入します。</li> <li>・賦課金は、延滞することなく毎年納入します。</li> <li>・工事に当たっては、土地改良施設の利用を害さないよう及び周囲に被害を与えないようにします。</li> </ul>
	客 土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完了後、(田)として使用します。</li> <li>・賦課金は、延滞することなく毎年納入します。</li> <li>・工事に当たっては、土地改良施設の利用を害さないよう及び周囲に被害を与えないようにします。</li> </ul>
	還 付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課金は、延滞することなく毎年納入します。</li> </ul>
	一部転用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課金は、延滞することなく毎年納入します。</li> <li>・工事に当たっては、土地改良施設の利用を害さないよう及び周囲に被害を与えないようにします。</li> </ul>
	新規加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課金は、延滞することなく毎年納入します。</li> </ul>

令和      年      月      日

元荒川土地改良区 理事長 様

( 土地所有者 )      住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話      (      ) \_\_\_\_\_

( 関 係 者 )      住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話      (      ) \_\_\_\_\_